

京都市告示第496号

道路法第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年1月6日

京都市長 門川大作

整理番号	路線名	起終	点	重要な経過地
1	山科大宅経10号線	山科区大宅山田23番地地先 同町21番地の1地先	点	
2	山科大宅経13号線	山科区大宅山田74番地地先 同町65番地地先	点	

(建設局土木管理部道路明示課)